別紙1

令和2年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応 障害福祉サービス事業者支援金について(概要)

1. 支援金の概要

①事業の目的

東久留米市内の障害福祉サービス等事業者で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を 図りつつ、障害福祉サービス等を提供している事業者に対して、その事業の経費の一部を支 援するものです。

★申請の流れ



- ②支給対象事業者(要綱第2を参照) ※次の要件のいずれにも該当するもの
 - ・東久留米市内に障害福祉サービス事業所・施設を開設していること
 - ・令和2年9月1日現在で国、東京都又は東久留米市の指定若しくは許可を受け、障害福祉サービス等を実施していること
 - ・ 令和 2 年 4 月~同年 6 月までに東久留米市民に障害福祉サービス等を提供した実績があること

③支援対象経費

令和2年4月1日~令和3年3月31日までに支出した経費で、要綱別表に定めるもの

- ・感染症の拡大を予防するための費用
- ・事業を継続するための費用

④支援基準額

要綱第2第1号に規定する障害福祉サービス等、1事業当たり10万円

- ※支援基準額を上回る額の交付はありません。
- ※合計支援基準額=障害福祉サービス等の数×10万円
 - 例)共同生活援助と生活介護のサービスを提供している事業所の合計支援基準額は 共同生活援助(10万円)+生活介護(10万円)=20万円となります

2. 事業者の手続き

①交付申請

提出期限: 令和3年2月1日(月)

提出書類: 交付申請書兼請求書 (様式第1号)、事業実施計画書 (様式第1号別紙)、関係書類 ※交付申請は「法人単位」で行なってください。同一法人が複数のサービス事業所等を 運営している場合は、事業実施計画書はサービス事業所・施設ごとに1枚ずつ作成し、 交付申請書兼請求書は1件にまとめてください。

※交付申請書兼請求書には法人の口座情報を記載してください。

②実績報告

支援金の交付を受けた事業者は、実績報告が必要です。

提出期限: 令和3年4月7日(水)※提出期限に関わらず、速やかに提出してください。 提出書類: 実績報告書(様式第4号)、事業実績内訳書(様式第4号別紙)、関係書類(領収書など)

※実績報告も「法人単位」で行なってください。同一法人が複数のサービス事業所等を 運営している場合は、事業実績内訳書はサービス事業所・施設ごとに1枚ずつ作成し、 実績報告書は1件にまとめてください。

3. 書類提出・お問い合わせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書類提出は「郵送」でお願いします。また、申請開始後から多数のお問い合わせが予想されますので、本支援金に関するお問い合わせは原則としてメール又はFAXによりお願いいたします。市からの回答はメール、FAX又は電話にて行います。

【書類提出先・お問い合わせ先】

 $\mp 203 - 8555$

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市 福祉保健部 障害福祉課 管理係

電 話: 042-470-7747 FAX: 042-475-8181

メール: shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp

※お問い合わせの際は、件名に「【東久留米市障害支援金】」と入れてください。

4. 留意事項

- ・交付を受けた事業者は、支援金及び支援対象事業に係る関係書類を整備し、これを当該支援事業の属する会計年度終了後5年間保管してください。
- ・支援金の交付決定を取り消された場合や、支援対象経費を上回る支援金が交付されている ときは、当該支援金を市に返還していただきます。
- ・障害福祉課では国、東京都、東久留米市等の実施事業により、不定期ではありますが衛生 用品(マスク、消毒用エタノール等)の配布を予定しています。
- ・東京都が実施している「令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (障害分)」に申請した事業者も、本支援金に申請することができます。ただし「令和2 年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分)」及びその他の支援金、 補助金、給付金の経費として計上した費用を、本支援金の申請・実績報告における経費と して重複して計上することはできません。